



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2019年9月17日 No.126

申第7号 電気部門における「電子メールを活用した保安打合わせの試行」に関する申し入れ

## 試行期間での「成果」と「課題」を明確にし 課題の改善を行った後の本運用をめざす！

電気部門では保安打合わせ業務の効率化を目的に「電子メールを活用した保安打合わせの試行」が行われています。試行を行う背景には、パートナー会社と監督員等が打合わせを行うことに「時間を要する」という声が寄せられていることから、業務の効率化を図ることが目的であると認識しています。

しかし、現場では作業内容とチェックする側の整合性がとれない事象等、さまざまな課題も存在しています。また、過去には工事指揮者等と監督員等の認識の違いにより危険な事象も発生しています。保安打合わせ票の相互確認は「安全」に直結するものであることから、東日本ユニオンは9月12日、申第7号 電気部門における「電子メールを活用した保安打合わせの試行」に関する申し入れを経営側に提出しました。

### 〔申し入れ項目〕

1. 試行期間におけるJR側とパートナー会社側の成果と課題を明らかにすること。
2. 1項の課題改善に向けた対策を明らかにすること。
3. 試行期間における課題解決に至るまでは本運用は行わないこと。
4. 本申し入れに対する回答は、2019年9月30日までとすること。

現場実態の把握を通じて、東日本ユニオンには「TEMSの作業は軽減されるのか」「複数名の氏名でメールが来た場合、責任の所在が不明確だ」「誰がメールを受けたのか分からない」「試行されていること自体を知らない社員がいる。説明はされているのか」「不備は結局、電話での対応になる」などの現場の声が寄せられています。

まさに安全に関わることです。団体交渉を通じて見切り発車のないよう経営側と議論していきます！

